

意見書案（令和7年11月定例議会）

No.	件 名	提 出 会 派	頁
1	高市首相の「台湾発言」撤回を求める意見書（案）	日 本 共 産 党	2
2	生活保護基準の最高裁判決を受け全ての被害者に対し被害回復措置の実施を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	3
3	OTC 類似薬の保険給付外しに反対する意見書（案）	日 本 共 産 党	4
4	従来健康保険証も使用できるようにすることを求める意見書（案）	日 本 共 産 党	5
5	PFAS（有機フッ素化合物）対策を求める意見書（案）	日 本 共 産 党	6
6	沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止・計画断念を求める意見書（案）	日 本 共 産 党	7
7	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）	公 明 党	8
8	太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）	公 明 党	9
9	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）	公 明 党	10
10	高額療養費制度の自己負担上限額の引上げの慎重審議を求める意見書（案）	A G O R A	11
11	再審法改正の早期審議・成立を求める意見書（案）	A G O R A	12
12	急速に進む外交・安全保障政策の拡大方針に対し、慎重な検討と国民的議論を求める意見書（案）	A G O R A	13
13	気候変動対策の国際的・国内的強化を強く求める意見書（案）	A G O R A	15
14	ミドル期シングルの社会的基盤整備を求める意見書（案）	A G O R A	16
15	交通事故等被害の胎児・新生児への法整備と被害者支援拡充を求める意見書（案）	市 民	18
16	都道環状第3号線（江戸川橋～鶯谷間）の都市計画の廃止を求める意見書（案）	市 民	19

高市首相の「台湾発言」撤回を求める意見書（案）

高市早苗首相は 11 月 7 日、衆議院予算委員会で台湾問題の質疑に関わり、中国を念頭に「戦艦を使って、武力行使も伴うものであれば、これは存立危機事態になりうる」と述べ、日本が集団的自衛権を行使する一例とし言及しました。

「存立危機事態」とは、日本が攻撃されていないのに、集団的自衛権を行使し、自衛隊が海外で武力行使をする事態です。

高市首相の答弁は、一国の総理大臣が国会で、台湾という地域を挙げて有事の具体例を想定して発言であり、軍事的緊張をあおる危険な発言です。

日本と中国の間には、両国首脳が 2008 年に合意した「互いに脅威とならない」とした確認があります。これは現在も有効であることが両国政府の立場であって、この合意は基づいて、日中双方が緊張と対立を悪化させるような行動は自制が求められ、冷静な対話に知恵を絞ることこそ求められています。

安倍元首相でさえ「台湾有事は日本有事」と発言したのは首相退任後だったことから見ても、高市氏が首相としての初歩的な外交的常識について欠如があったことは否めず、高市首相本人も「今後は慎む」としていることから、これら一連の外交的失態は、早期に是正される必要があります。

よって、文京区議会は、政府に対し、台湾有事が「存立危機事態になり得る」との高市首相の答弁を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣 宛て
外務大臣

生活保護基準の最高裁判決を受け全ての被害者に対し 被害回復措置の実施を求める意見書(案)

生活保護制度は、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を、具体化する制度であり、様々な事業で困窮した人々のセーフティーネットとなる重要な制度です。

しかし国は、2013 年から 3 回に分けて生活基準額の大幅な引き下げを行い、3 年間で総額 680 億円もの生活保護費を削減しました。この値下げにより生活保護利用者らは、最低基準の生活の需要を満たす保護費すら受給することができなくなりました。

これに対して最高裁判所は今年 6 月 27 日、国の生活保護基準の大幅引き下げを違法とした判決を出しました。この判決は厚生労働大臣が「個人の尊厳」（憲法 13 条）の基盤となる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法 25 条、生活保護法 3 条）の重要性を軽視し、生活保護法 8 条 2 項によって考慮すべき事項を考慮せずに行った引き下げを違法とし、これに基づく保護費減額処分を取り消しを求めています。

最高裁判決が出された後も、減額の影響は続いており、生活保護利用者にも、それ以外の低所得者にも影響が及んでいます。

生活保護の基準は、就学援助などの制度にも影響します。生活保護基準は、多くの人に関わるまさに命のとりでです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国の責任で全ての被害者の全被害の回復と他制度への影響の把握・回復を求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

OTC 類似薬の保険給付外しに反対する意見書（案）

2025年度予算案について、自民党、公明党、日本維新の会の3党で2月に取り交わした合意文書では「社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する」こととされました。これは医療費の年4兆円以上の削減を条件とするもので、2026年度からのOTC類似薬の保険適用除外を掲げています。OTC類似薬の保険適用除外は、「現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減」のためとしていますが、保険適用から外すことによって薬代の負担増になることが懸念されます。

厚生労働省の資料では、花粉症薬、湿布薬、総合感冒薬、解熱鎮痛薬の4品目を例示し、OTC類似薬と市販薬の薬剤師を比較しました。保険適用除外になれば8倍から最大50倍の自己負担となることが明らかになりました。

日本医師会はOTC類似薬の保険適用除外が行われると患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化するリスクが高まるとの懸念を示しているほか、難病患者の家族や日本アトピー協会などは、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が生じる恐れがあるとして、保険適用の継続を求めています。

自治体は各地で子ども医療費助成制度の対象年齢を高校生世代までに拡大するなど子どもたちの命と健康を守るための施策を実施してきましたが、OTC類似薬の保険適用除外に伴い、これまで子ども医療費助成制度の対象であった処方薬が対象外となれば、市販薬を購入せざるを得ないようになり、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。

そのため、日本小児科医会からは、保護者の経済的負担を増やし、少子化のなか子育て支援策として全国的に広がる小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行すると指摘されています。また、子育て世帯だけでなく、花粉症や変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国民皆保険制度のもと国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

従来の健康保険証も使用できるようにすることを求める意見書（案）

厚生労働省は11月12日、従来の健康保険証（以下「保険証」という。）が12月2日で廃止された後も、すべての公的医療保険制度（社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）に加入している人が医療を受けられるようにする対応を求める事務連絡を、全国の医療関係団体あてに出しました。

連絡は、患者が期限切れの保険証や「資格情報のお知らせ」のみを医療機関の窓口を持参した場合でも、医療費を全額（10割）負担とせず、通常の負担割合（3割など）で受診可能とするよう求めています。この措置は2026年3月末までの暫定的な対応です。

すでに厚労省は、今年6月、「マイナ保険証」の登録の有無にかかわらず、国保加入者に期限切れ保険証の使用を認める方針を示し、8月には後期高齢者医療制度の加入者にも同様の対応をとるよう呼びかけていました。

今回の事務連絡により、すべての公的医療保険制度の加入者について、期限切れの保険証を持参した場合でも、医療機関がオンライン資格確認システムを通じて資格を確認したうえで、適切な負担割合による受診を可能とする運用ができるようになります。

こうした暫定措置を重ねる背景には、マイナ保険証利用が伸びないことにあります。今年10月末現在、マイナ保険証保持者は全人口の7割ですが、利用率は10月時点で37%に留まり、この間に他人の情報がカードにひも付けられる等のミスや医療機関の端末で正しく読み取れないトラブルも起きています。

マイナンバーカードもマイナ保険証も任意取得の制度であるにも関わらず、政府はマイナ保険証の一本化を強行する一方、マイナ保険証を持たない加入者に、名称を変えただけの資格確認書を交付するなどの対応を決めましたが、医療関係者や自治体の現場の事務量を増やす結果となっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国民が医療を受ける権利を守るため暫定措置を繰り返すのではなく、従来の保険証の併用を認めるよう強く要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

PFAS（有機フッ素化合物）対策を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）の一つである PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IAPC）では、PFOA の発がん性分類を「発がん性がある」、PFOS については「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されています。

PFAS の多くは有害性の評価や分析法について国際的に議論が始まったところですが、国は、令和 5 年 7 月に PFAS に関する対応方針を取りまとめ、PFOS 等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととし、昨年 12 月には、地方自治体等の水道事業者に対し、水質検査及び基準となる数値を超えた場合の改善を法律で義務付ける方針を示したところです。

また、日本の現在の水道水の暫定目標値は PFOS と PFOA の合計で 1 リットル当たり 50 ナノグラムですが、アメリカの環境保護庁（EPA）では規制を強化し PFOS と PFOA についてそれぞれ 4 ナノグラム未満としています。

これまで、国内各地で水質管理の暫定目標値である 1 リットル当たり 50 ナノグラムを超える高濃度の PFOS 及び PFOA が検出されており、健康被害や農畜水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっている一方、汚染に関して発生源及び原因が特定されていないという根本的な問題があります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、次の事項に取り組むよう強く要望します。

記

- 1 PFAS が人体及び環境等に及ぼす影響の調査・分析を行い、国民及び地方公共団体に早急に情報を提供すること。
- 2 水道水等から暫定目標値を超える PFAS が検出された地方公共団体や水道事業者が行う、発生源や原因の特定、新たな水源井戸・浄化施設・緊急連絡管の整備、水質検査、住民が購入する浄水器への補助、臨時給水所設置等の対策に要する経費への財政支援を行うこと。
- 3 汚染源の特定・調査をすること。
- 4 アメリカの環境保護庁（EPA）の基準値に準じ水道水や血液中基準を厳しくすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止・計画断念を求める意見書（案）

今年1月29日、防衛省沖縄防衛局は沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設で砂くいを打ち込んで軟弱地盤を固める「改良」工事を強行着工しました。しかし、埋め立て区域北側の大浦湾に広がる工事を行っていた地盤改良船6隻すべてが6月に大浦湾から撤退した後、工事が約5カ月間中断しています。

11月6日の参院本会議で工事の進捗状況を問われた高市早苗首相は「問題なく建設可能だ」と答弁しましたが、実態は深刻な行き詰まりに直面しています。台風シーズンが始まった6月10日以降、地盤改良船は6隻すべてが撤退し、1隻が10月1日に大浦湾に戻りましたが、作業を一切始めないまま同6日までに再び大浦湾から撤退しました。沖縄防衛局は「気象・海象にかかる情報などをふまえ安全確保のため地盤改良船を待避させている」と回答しました。

沖縄は台風の常襲地帯で、台風シーズンに地盤改良工事ができないとなれば、工事は毎年、半年近く中断することになりますが、沖縄防衛局の工程表は台風による中断を想定していません。

防衛省資料では、大浦湾に砂くいなど約7万1,000本を打ち込む予定で、開始からおおむね4年程度で完了する計画ですが、6月現在で約2,900本にとどまっており、現在のペースでは、くいの打ち込みだけで約19年。2040年代までかかります。

また、2006～2024年度の建設費執行額は6,483億円で、政府が19年に示した総経費9,300億円の69.7%に達しています。一方政府がこれまでに投入した埋め立て土砂は、計画している2,020万㎡のうち、今年7月時点では約329万㎡で、計画総量の16.3%に留まっています。

埋め立ては2割にも満たないのに、すでに予算の7割を執行している状況で、このままでは政府が示した9,300億円を大幅に超過することは避けられません。沖縄県は、最低でも2.5兆円かかるとの試算を示しましたが、今のペースで予算が使われると、これも大きく超える可能性があります。

普天間基地の移設で負担軽減と言いながら、軟弱地盤が広がる大浦湾の埋め立ては、現在のペースでは数十年もかかり、固定化を続けるという破綻した新基地建設しがみつки、果てしない税金投入を続けることは許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止、計画を断念するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしています。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めており、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望します。

記

- 1 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（防災）

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。特に固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきました。

しかしながら、制度開始から 13 年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつあります。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務です。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の事項とおり、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求めます。

記

1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援およびリサイクル施設の整備促進を図ること。

2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

3 地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣 宛て

環境大臣

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししています。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところで

す。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与しています。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められています。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の事項のとおり、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求めます。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

財務大臣

高額療養費制度の自己負担上限額の引上げの慎重審議を求める意見書（案）

高額医療費制度は、医療費が高額になった場合でも、月ごとの自己負担額に上限を設けることで、経済的理由から治療を断念する事態を防ぎます。高齢化や医療技術の進展で医療費が増大する中、患者の生活を守りつつ、公的保険制度の持続性を確保する役割を担っています。世代間の公平性を保ち、社会全体で支え合う仕組みとして、今後も重要性が高まる制度です。治療が長期にわたる患者やその家族などの当事者にとって命綱であり、本来ならば制度の拡充を目指すべき大切な制度です。

これまで、政府は制度を見直し、本年８月から３段階に分けて、自己負担上限額を引き上げる方針を決定しました。ところが、この引上げ方針は、当事者に甚大な影響を及ぼすもので、がん患者や難病患者などから、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならないといった声が数多く寄せられました。こうした声を受け、政府は引上げの内容を修正し、「多数回該当」については、４回目以降の自己負担上限額は引き上げず、現行のまま据え置くと表明しました。それでも全国から、悲痛な声がやむことはありませんでした。このような状況の中、石破首相（当時）は、本年８月からの引上げも見送ることになりました。

現在、高市首相は、国会で値上げ凍結を求める質問に対し「厚労省に専門委員会を設置し、制度改革全体の中で議論している」と答弁し、引き上げの可能性を否定していません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、高額療養費制度における自己負担上限額の引上げについては、拙速に実行することなく広く国民的議論のもと、慎重審議を行うことを強く要請いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

再審法改正の早期審議・成立を求める意見書（案）

再審制度は、冤罪被害者の救済を目的とするもので、再審制度の見直しは、冤罪を防ぎ司法の信頼を高めるために重要です。現行制度では再審請求が認められるハードルが高く、無実を訴える人が救済されにくい課題があります。証拠の再評価や新技術の活用を柔軟に認めることで、誤判を是正し人権を守ることが可能になります。再審制度の改善は、司法の公正性を担保し、社会全体が安心して法を信頼できる基盤を築く意義を持っています。

しかし、証拠開示などの手続規定が整備されていないことで裁判所ごとに審理の格差が生じる「再審格差」や、検察官の不服申立てによる審理の長期化といった問題が指摘され長期化しているのが現状です。

2024 年に再審無罪となった袴田巖さんのように冤罪被害者が相当な高齢となる場合があるなど、深刻な事態が生じています。施行以来一度も改正されていない再審法（刑事訴訟法第 4 編）の在り方を全面的に見直す必要が問われています。法改正の議論として①過去の著名な再審事件において証拠開示が不十分で、著しく遅かったこと。②再審に関する手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれていないこと。③除斥・忌避が再審に適用されないことは公平性を欠くこと。④検察官抗告による手続の長期化など、論点も出そろっています。

現在、再審法改正議員連盟には、党派を超えた国会議員の過半数が参加し、地方議会からも多数の意見書が提出されているなど、改正を求める世論は急速に高まっています。冤罪被害者の人権を守り、司法への信頼を回復するためには、再審法改正を一刻も早く実現することが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、速やかに審議を進め、国会において法改正を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

急速に進む外交・安全保障政策の拡大方針に対し、 慎重な検討と国民的議論を求める意見書（案）

高市首相は所信表明において、国家安全保障戦略（NSS）、国家防衛戦略（NDS）、防衛力整備計画（DBP）の「三文書」を来年中に改定し、防衛費の GDP 比 2 % の前倒し達成を補正予算で行うと明言しました。確かに中国・北朝鮮・ロシアの動向や米中対立の激化は深刻であり、国際秩序が大きく揺らいでいます。しかし、これらを理由に国家戦略の根幹を一気に改定し、防衛力を急拡大する判断には慎重さが不可欠です。「三文書」は、外交戦略・防衛体制・装備計画を相互に連動させ、日本の安全保障の全体像を規定する基幹文書であり、その改定は国家の針路を大きく左右します。にもかかわらず、今回の所信表明はスピード感ばかりが強調され、国民的議論の不足が深い懸念を抱かせます。

とりわけ、防衛費の対 GDP 比 2 % の前倒し達成を補正予算で実施しようとしている点は、財政構造に深刻な影響を及ぼす可能性があります。その裏付けとなる財源確保策や国民生活への影響が十分に示されていないことは重大な問題です。また、「三文書」の改定を来年中に行う方針も、通常であれば複数年の検証が必要な国家戦略が、異例のスピードで改定されようとしており、手続き上の妥当性に疑問が残ります。

さらに、外交面で特定国との関係に過度に依存する姿勢も懸念されます。首相はトランプ大統領との個人的関係構築を重視しているようですが、米国の政治情勢は極めて不透明であり、個人関係に依存した安全保障観はリスクを伴います。加えて、基地問題や周辺国との関係整理についても、地域との対話や国内理解を深めるプロセスが十分とは言えません。

必要なのは、拙速ではなく、透明性の高い議論に基づく「持続可能な外交・安全保障」です。防衛費増額については財政・生活・地域経済への影響を丁寧に検証すること、米国に依存しすぎず、ASEAN・韓国・中国との安定的な関係構築に一貫性を持たせること、拉致問題や領土問題を外交・国際協調の枠組みを活用して進めること、「三文書」の改定を国会審議と国民参加のもとで進めることが、日本の長期的利益に資すると考えます。

政府は「国際情勢が厳しい以上、防衛力強化は急務」と主張していますが、急務であることと拙速に進めてよいことは同義ではありません。安全保障は外交・経済・地域社会と密接に連動し、特に防衛費増額や基地政策は国民生活や地方自治体へ直接的影響を及ぼします。十分な説明責任と合意形成は不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下のことを要望します。

記

- 1 「三文書」改定に際しての国会審議と国民的議論を徹底すること
- 2 安全保障政策変更の手続きにおける透明性を確保すること
- 3 防衛費増額に伴う財源説明と影響評価を公表すること
- 4 外交方針に関する長期的・多角的なリスク分析を実施すること
- 5 基地負担地域との真摯な対話と丁寧な協議を実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

気候変動対策の国際的・国内的強化を強く求める意見書（案）

国連環境計画は、各国が現在の対策のままでは今世紀末に気温が最大 2.8℃上昇する可能性があると報告しており、パリ協定では、1.5℃目標を達成するためには 2035 年までに世界全体の排出量を 2019 年比で約 6 割削減する必要があると整理されています。しかし、現状の各国目標は依然として不十分です。実際、近年、世界各地で激甚災害が頻発し、日本においても 3 年連続で記録的猛暑となるなど、気候変動対策が待ったなしの状況にあります。

2025 年 11 月よりブラジル・ベレンで開催されている COP30 は、各国が 2035 年の温室効果ガス削減目標を提出し、国際的な取り組みを強化する節目となります。2023 年の COP28 で初めて合意された「化石燃料からの脱却」を具体化し、公正で秩序立ったエネルギー転換の工程表を示せるかが大きな論点となっています。

一方、ウクライナ侵攻以降のエネルギー安全保障の不安定化により、化石燃料への依存が再び高まる傾向が見られ、産油国の強い反発やパリ協定からの離脱など、国際協調の「揺り戻し」も懸念されています。こうした中で、COP30 では、化石燃料からの公平かつ公正な移行の工程表づくりとともに、途上国への気候資金拡大や、アマゾン熱帯林をはじめとする森林保全の推進など、実効性ある成果が求められます。

気候変動の影響は国境を越え、いずれの国も単独で対処することはできません。今後、激甚化する災害による経済損失は甚大であり、サプライチェーンの途絶などを通じて、日本経済や私たちの暮らしにも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

他方で、再生可能エネルギーや脱炭素技術、防災・適応分野は新たな成長機会を生み出す可能性も高く、気候変動対策を先送りすることは、むしろ国家的損失を拡大しかねません。科学的知見に基づく長期的戦略の下、国際協調・途上国支援・自然保全を一体として進める包括的な取り組みが求められており、日本としても積極的な対応が必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

- 1 国の 2035 年の削減目標を、パリ協定の 1.5℃目標と整合する水準へ引き上げること。
- 2 化石燃料依存から脱却し、再生可能エネルギーの導入を加速化させること。
- 3 気候変動対策の実効性を高めるため、安定した財源と法制度を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣 宛て

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

ミドル期シングルの社会的基盤整備を求める意見書（案）

厚生労働省「国民生活基礎調査（2024年）」によれば、全国の単独世帯は1,899万5千世帯に達し、全世帯の34.6%を占めています。単身世帯の増加は人口構造の変化として定着しつつあり、とりわけ35～64歳のいわゆる「ミドル期シングル」が増加していることは、もはや特別な現象ではありません。こうした変化が将来の孤立や貧困に結びつく可能性が指摘されている一方で、人口や家族の構造変化は短期間で逆転できるものではなく、ミドル期シングルの置かれている状況を、当事者の側の経験や生活実態から丁寧に捉え直すことが求められています。

総務省「社会生活基本調査（2021年）」では、前回調査と比べ「一人でいた時間」が全ての年齢階級で増加しており、人と人とのつながりが弱くなっている傾向が示されています。さらに内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（2024年）」では、16歳以上の約4割が孤独感を抱えていると回答しており、孤立は広い世代に共通する課題であることがわかります。ミドル期においては、就労環境の変化、親の介護の開始、住まいの不安定さなど、複数のリスクが重なりやすく、地域や家庭に頼りにくい環境の中で、不安を抱えながら暮らす人が少なくありません。しかし、政策や地域活動は依然として家族を単位として設計されることが多く、単身の中年層が参加しづらい構造が残っています。

国は、孤独・孤立対策、生活困窮者自立支援、地域共生社会の推進など、世代横断的な取り組みを進めており、一部はミドル期にも寄与する重要な施策です。しかし、急速に進む単身化や社会関係の変化に照らすと、ミドル期シングルの暮らし・仕事・健康・人間関係を総合的に支える制度はまだ十分ではなく、地方自治体が単独で対応するには財政的・人的な限界があります。

また、多様な暮らし方が広がる現在、当事者が望む支援は、必ずしも家族形成の促進ではなく、安心して暮らし、地域とゆるくつながれる環境整備であることが調査等から明らかになっています。しかしながら、孤独・孤立と健康悪化や経済的困窮が関連することも内閣府調査で示されており、これらを放置することは医療・介護・生活保護などの社会保障費の増加につながることを懸念されます。したがって、中年期からの予防的支援を強化することは、将来的に社会保障負担の軽減にもつながる重要な対策です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、次の施策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 ミドル期シングルの人口・家族構造変化の中で生活する当事者として位置付け、政策形成を進めること。
- 2 家族機能に過度に依存せず、地域・行政・企業が役割を分かち合える相談支援、居場所づくり、伴走支援などの社会的基盤整備を進めること。
- 3 地方自治体がミドル期シングル支援に取り組めるよう、財政的・人的支援制度を創設・拡充すること。
- 4 国勢調査、社会生活基本調査、孤独・孤立全国調査などの結果について、ミドル期シングルに関する項目を横断的に分析し、その実態が分かりやすく把握できる形で公表するとともに、自治体が地域の実情に応じた政策を立案できるよう、情報提供体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）

衆議院議長

参議院議長

宛て

交通事故等被害の胎児・新生児への法整備と被害者支援拡充を求める意見書（案）

今年３月、愛知県で、妊婦が交通事故被害に遭い、母親は死亡した一方で、帝王切開で生きて生まれた新生児に重篤な障害が残るという痛ましい事案が発生しました。

この事故によって重い障害を負って生まれた新生児が、刑事上の「被害者」として認められていないという現状が、社会的な議論を呼んでいます。現行の刑法では、胎児は「人」として扱われず、胎児に対する加害行為が独立した罪とされないため、加害者の処罰が不当に軽くなるという問題があります。このことは、被害者家族に「子の生命・健康が軽視されている」という強い不公平感と、拭い難い違和感を与えています。

また、民事上は損害賠償請求権が認められるものの、事故と新生児の障害との因果関係を立証することの難しさから、結果的に被害者家族が長期にわたる医療・介護費用の過大な負担を強いられ、被害者支援の観点からも重大な欠陥があります。

国は、国民の生命と健康を守るために、現行法制度の早急な見直しと、被害者支援の抜本的な強化を行うべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、上記の事態を重く受け止め、以下の措置を速やかに講じることを強く要望いたします。

記

- 1 刑法改正による胎児の法的地位の明確化
- 2 民事上の因果関係立証の緩和と公的支援の創設

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

都道環状第3号線（江戸川橋～鶯谷間）の都市計画の廃止を求める意見書（案）

小石川植物園は、1684年に開設された日本最古の植物園であり、人類共通の貴重な歴史的・文化的遺産です。環状3号線の延伸計画は、同植物園の敷地を通過または地下を貫通するルートが想定されており、園内の池や樹木を潤す地下水脈・湧水系を断絶し、生態系の存続と景観に取り返しのつかない深刻な損害を与えることが避けられません。また、本計画の実現は、小日向地域を含む周辺住環境にも多大な影響を及ぼします。

本計画は、40年以上の長きにわたり、その必要性や具体性について区民の理解が得られていない状況にあります。文京区議会は、1980年10月に既に「住民の理解が得られない」ことを理由に計画廃止に関する意見書を国と都に提出しており、これは本計画が文京区にとって受け入れがたいものであるという、区民の総意を代表する重い意思を明確に示すものです。現在も、複数の区民団体から計画廃止を求める陳情書・要望書が提出されており、状況は当時と変わっていません。

現在、東京都が策定を進める「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」において、必要性が低い都市計画道路については計画廃止を検討することが示されています。本区間は、過去の調査結果からも恒常的な交通渋滞を生じる区間からは外れており、都心の交通状況も他の環状道路の整備により緩和されています。長期間にわたり凍結されてきた計画をこの機会に廃止することは、都市計画の合理性と財政効率の観点からも妥当です。

よって、文京区議会は、東京都に対し都道環状第3号線（江戸川橋～鶯谷間）の都市計画を速やかに廃止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て